

岩手県告示第228号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり字の区域を廃止し、及び字の区域を新たに画する旨紫波町長から届出があった。

平成24年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 廃止する区域

- (1) 紫波郡紫波町北日詰字大日堂の一部
- (2) 紫波郡紫波町北日詰字白旗の一部
- (3) 紫波郡紫波町北日詰字八反田の一部

2 新たに画する区域

- (1) 紫波郡紫波町日詰駅前一丁目を新たに画する区域

ア 従来の紫波郡紫波町北日詰字大日堂2の3

イ 従来の紫波郡紫波町北日詰字白旗104の9、110の16、110の17、117の4

ウ 従来の紫波郡紫波町北日詰字八反田9の9、11の1、11の2、11の3、11の4、11の5、24の26の一部39.73平方メートル、28の1、28の6の一部236.74平方メートル、28の7の一部252.51平方メートル、28の8の一部178.28平方メートル、28の9の一部60.56平方メートル、28の10の一部2.03平方メートル、28の14の一部35.17平方メートル、28の18の一部51.9平方メートル、28の19の一部24.26平方メートル、28の29の一部21.69平方メートル、28の36、28の37、28の39、28の41、28の42、29の2、30の1、30の2、31の1、32の2、33の1、33の2、34の1、34の3、34の4、35の2、36の3、38の1、38の4、39の1、39の4、39の5、39の7、39の8、39の9、39の10、39の11から39の15まで、39の16、40の1、40の3から40の5まで、42、43の1、43の2、45の1から45の8まで、46の1から46の5まで、47の1、47の2、47の4から47の7まで、48、49の1から49の7まで、50の1から50の9まで、52、52の2、53の1、53の2、54の1、54の3、54の5、54の6、54の7、54の8、55の4、55の5、55の8、55の9、55の10、56の1、56の4、56の5、56の7、56の8、57、58の2、65の2の一部90.6平方メートル、75の1の一部56.31平方メートル、75の2の一部35.79平方メートル、76の一部38.91平方メートル、77の1の一部8.07平方メートル、77の3、78の1、78の3、78の7、78の8、78の9、81の1、81の5、85、86、109の1の一部5.83平方メートル、109の2の一部42.58平方メートル、110の1の一部45.54平方メートル、110の2から110の4まで、113の2の一部41.3平方メートル及びこれらに介在する道路・水路である町有地の一部

- (2) 紫波郡紫波町日詰駅前三丁目を新たに画する区域

従来の紫波郡紫波町北日詰字八反田24の26の一部74.27平方メートル、24の27、24の28、27の17、28の6の一部29.51平方メートル、28の7の一部235.94平方メートル、28の8の一部47.02平方メートル、28の9の一部37.25平方メートル、28の10の一部259.8平方メートル、28の11、28の14の一部57.67平方メートル、28の18の一部481.35平方メートル、28の19の一部294.88平方メートル、28の20から28の22まで、28の24から28の27まで、28の29の一部162.31平方メートル、28の35、28の43、28の44、28の46、28の47、65の2の一部497.07平方メートル、65の3、66から73まで、74、75の1の一部540.69平方メートル、75の2の一部294.54平方メートル、76の一部390.09平方メートル、77の1の一部73.93平方メートル、107、108、109の1の一部51.17平方メートル、109の2の一部397.42平方メートル、110の1の一部438.46平方メートル、111の1から111の3まで、112、113の1、113の2の一部289.81平方メートル、114の1、114の2、115、116及びこれらに介在する道路・水路である町有地の一部

備考 関係図面は、紫波町役場に備えておいて縦覧に供する。